



ヤマハ株式会社 第191期報告書

(第191期定期株主総会招集ご通知添付書類)

平成26年4月1日～平成27年3月31日



ヤマハエレクトーン STAGEA® ELS-02X

コーポレートスローガン

感動を・ともに・創る

企業理念

私たちちは、音・音楽を原点に
培った技術と感性で、
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに創りつづけます

目 次

■コーポレートスローガン・企業理念	P. 1
■株主の皆さまへ	P. 2
■第191期定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	P. 3
2. 会社の株式に関する事項	P. 16
3. 会社の新株予約権等に関する事項	P. 16
4. 会社役員に関する事項	P. 17
5. 会計監査人の状況	P. 20
6. 業務の適正を確保するための体制	P. 21
7. 株式会社の支配に関する基本方針	P. 24
連結計算書類	
連結貸借対照表	P. 27
連結損益計算書	P. 28
連結包括利益計算書(ご参考)	P. 28
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)	P. 28
連結株主資本等変動計算書	P. 29
計算書類	
貸借対照表	P. 30
損益計算書	P. 31
株主資本等変動計算書	P. 32
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)	P. 33
会計監査人の監査報告書(謄本)	P. 34
監査役会の監査報告書(謄本)	P. 35
■ご参考	
新商品/トピックス	P. 37

連結注記表及び個別注記表の掲載について

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://jp.yamaha.com/>)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株主の皆さんへ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループの第191期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

当連結会計年度は、主力の楽器事業が堅調に推移するなど業績を伸ばし、売上高4,321億77百万円、営業利益301億35百万円、当期純利益249億29百万円と対前期で増収増益となり、中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016(YMP2016)」の売上高、営業利益目標数値を1年前倒しで達成することができました。

期末配当につきましては、1株につき22円50銭とさせていただきたく、第191期定時株主総会にてご提案申し上げたいと存じます。これにより、中間配当(1株につき13円50銭)を加えた年間配当金は、1株につき前期より9円増配の36円となります。

当社グループでは、昨年、グループの全従業員が一体感をもち価値観を共有するため、従来の経営理念を再整理し、「ヤマハフィロソフィー*」を制定いたしました。常にこの「ヤマハフィロソフィー」を当社グループの活動のよりどころとしながら、お客様の視点に立ち、長い歴史と伝統の中でも培われた信頼の品質、革新の技術と豊かな感性で、期待を超える製品とサービスを生み出し続け、未来に向かって新たな感動と豊かな文化を創り続けてまいります。

第192期は、中期経営計画「YMP2016」の最終年度であり、3年間の総括を行うとともに、次に向かってあらたな戦略を立案する時期でもあります。従来の枠を越えた様々な施策を実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成27年6月
代表取締役社長

中田 卓也



*ヤマハフィロソフィーは、「コーポレートスローガン」、「企業理念」及び、ヤマハグループの全従業員が日々、何を意識し、どのように行動すべきかを示した、5つの「ウェイ」により構成されています。内容は当社ホームページ <http://jp.yamaha.com/> をご覧ください。

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■全般的事業の状況

当連結会計年度における経営環境を振り返りますと、米国経済は、雇用環境の改善などを背景に個人消費が堅調に推移し景気は回復基調となりました。欧州は、主要国ドイツにおいて年度後半から景気がやや持ち直したもの、ウクライナ情勢やギリシャの債務問題などもあり、依然として不安定な状況が続きました。中国は輸出が持ち直し、個人消費も比較的堅調に推移したものの、成長が以前よりは減速し、その他の新興国は、原油を始めとする資源価格の下落や新興国通貨の対ドル下落などにより、成長に停滞感が出ました。一方国内では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による落ち込み影響があったものの、年度後半からは、ゆるやかな回復基調に転じました。

このような環境の中で当社グループは、平成25年4月にスタートした中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016」の2年目として、重点事業戦略である「中国・新興国における成長加速」、「エレクトロニクス領域での売上げ拡大」、「コスト競争力の強化」、「新規の事業開発」に引き続き取組みました。

「中国・新興国における成長加速」につきましては、新興国市場に適したピアノ、ギター等戦略モデルの投入によるシェア拡大を図ったほか、中国でのピアノ特約店を中心とした販売網の新規開拓、インドネシアでの音楽教室と連動したコンセプトショップ「Music Square」の展開等による販売網拡大などを図りました。インドの現地販売子会社では、取引先の拡大や価格戦略の見直しにより、売上げが伸長しました。



「エレクトロニクス領域での売上げ拡大」につきましては、市場のニーズをとらえた電子鍵盤楽器や業務用音響機器の発売による売上げ拡大を推進し、また前期より参入し事業拡大を進めている商業空間向け音響市場では、主に欧州や国内において納入実績を重ねてまいりました。



インドの民俗楽器の音色を搭載した
インド向けポータブルキーボード PSR-I455

「コスト競争力の強化」につきましては、部品、材料の調達コストの削減や原価低減活動の推進により、海外労務費の上昇などを吸収し、計画に沿ってコスト削減を進捗させることができました。

「新規の事業開発」につきましては、前期に100%出資子会社化したラインシックス社、レボラブズ社とともに、両社の技術・ノウハウとこれまで当社グループで保有していた知見、技術を融合させることによる、新たな顧客価値を生み出すための共同開発を進め、新規事業での成長加速とシナジー効果の創出を図りました。



レボラブズ社製の会議システム FLX UC 500

なお、国内事業構造改革の一環として、平成26年4月1日付で、会社分割により、楽器・音響機器の国内生産部門を100%出資子会社3社に承継させ、ピアノ生産を担う「株式会社ヤマハピアノ製造」、管弦打楽器生産を担う「株式会社ヤマハミュージカルプロダクツ」、電子楽器・音響機器生産を担う「株式会社ヤマハミュージックエレクトロニクス」がそれぞれ発足しました。また、電子部品事業の市場の変化や競争に対応するため、ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社の半導体製造事業の譲渡を決定し、製造の外部委託化による一層の柔軟性と機動性のある事業を目指すこととしました。



株式会社ヤマハピアノ製造のグランドピアノ工場

販売の状況につきましては、売上高は4,321億77百万円(前期比5.3%増加)となりました。

損益の状況につきましては、営業利益は301億35百万円(前期比15.9%増加)、経常利益は312億31百万円(前期比19.4%増加)、当期純利益は249億29百万円(前期比8.9%増加)となりました。

楽器事業

ピアノは、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、国内での販売が低調でしたが、北米及び中国を中心に売上げを伸ばし、全体では堅調に推移しました。電子楽器は、主力のクラビノーバCLPシリーズのモデルチェンジ等により、デジタルピアノが全地域で増収となったほか、10年ぶりに新商品を発売したエレクトーンが大きく売上げを伸ばしました。特に、旧モデルを買い替えることなく新モデル同様にアップデートできるユニットの販売が好評で、国内での販売を大きく牽引しました。管楽器は

北米を中心に売上げを伸ばしました。また、弦打楽器は、ギターが、普及価格帯を中心に全地域で売上げを伸ばし、中高級価格帯のアコースティックギターJシリーズも引き続き好調に推移しました。教室収入は在籍生徒数の減少により減収となりました。

以上により、当事業の売上高は2,816億67百万円（前期比7.4%増加）、営業利益は250億64百万円（前期比27.0%増加）となりました。



■Clavinova®(クラビノーバ) CLPシリーズ

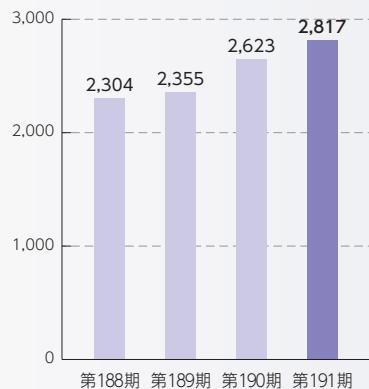
ヤマハピアノの最高峰CFXと愛され続けるウィーンのベーゼンドルファー。2種類のコンサートグランドピアノの音をあますことなく収録し、電子ピアノであることを忘れるほど の演奏感を実現したクラビノーバの最新形。



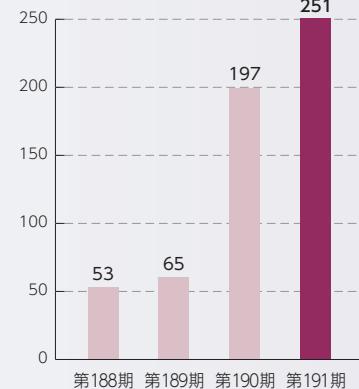
■エレクトーン STAGEA® ELS-02

管楽器や弦楽器などのアコースティック楽器特有の奏法まで自然に表現できるスーパー・アーティキュレーションボイスによって、これまで以上に演奏表現の幅を広げるエレクトーン STAGEA ELS-02 シリーズ。

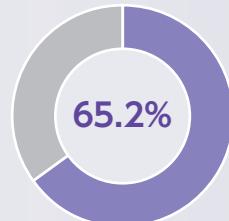
■売上高（億円）



■営業利益（億円）



●売上高構成比率



※第189期までは業務用音響機器を楽器事業としていましたが、ここでは第190期以降に合わせ樂器事業から除き表示しています。



■ソプラノリコーダー YSR-401・YSR-402B /
ピアニカ® P32E

環境にやさしいバイオマス由来樹脂を楽器に採用した
まろやかな音色を奏でるソプラノリコーダーと、30
年ぶりのモデルチェンジをした、学校普及モデルの
ピアニカ。

■サイレントブラス™

いつでも、どこでも、もっと楽しく。ミュートを装着
しない生楽器の音を再現する新技術ブラス レゾナ
ンス モデリング™を搭載したパーソナルスタジオ™
を組み合わせることで、ミュートを付けていることを
忘れさせるほどの吹き心地を提供。



■アコースティックギター Lシリーズ

伝統あるヤマハのクラフトマンシップを受け継ぎながら、
新たなブレイティングの採用により最新の音楽シーンが求
める音のバランスを実現。L6・L16シリーズには電源を必要
としないパッシブピックアップを搭載し、生音に与える影響
を最小限に抑えながらステージユースの利便性も提供。

音響機器事業

オーディオ機器は、北米で回復の兆しが見えるものの厳しい状況が続き、減収となりました。新カテゴリーのライティングオーディオシステム Relit を発売し、欧州を中心に話題となりましたが、主力のAVレシーバーの販売が振るいませんでした。業務用音響機器は、欧州で好調に推移したほか、国内のホール、劇場向けなどの音響設備事業も増収に寄与しました。新商品のデジタルミキサー、パワードスピーカー、音楽制作用オーディオインターフェース

が堅調で、加えて天井埋め込み型スピーカー等の設備向け機器も市場浸透が進みました。また業務用通信カラオケ機器は減収となったものの、SOHO向けルーターや会議システムなどのICT (Information & Communication Technology) 機器が売上げを伸ばしました。

以上により、当事業の売上高は1,128億39百万円(前期比7.0%増加)、営業利益は61億33百万円(前期比4.6%増加)となりました。



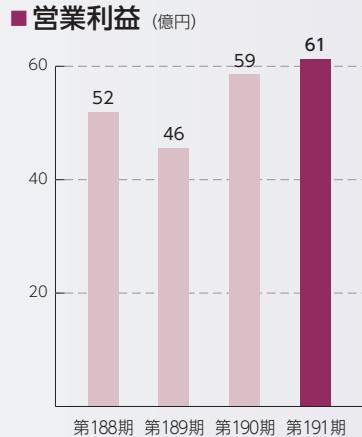
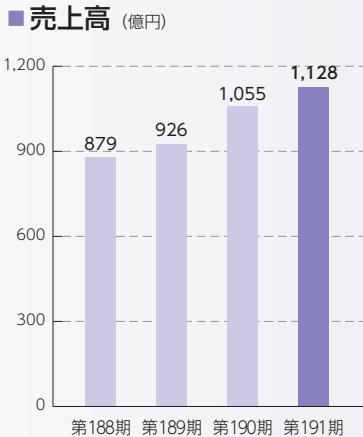
■AVレシーバー RX-V577

ネットワークで、ハイレゾ再生。家庭内ネットワークへ無線LAN経由で接続できるWi-Fi機能を内蔵し、インターネットと接続した無線LANルーターの電波が届く範囲ならネットワークオーディオでのワイヤレス操作が可能に。

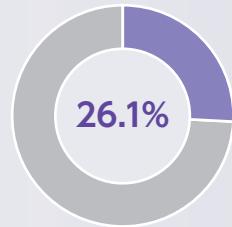


■ライティングオーディオシステム Relit LSX-70

オーディオと間接照明が一体になったインテリアアイテム、Relitシリーズ。食事や憩いのひとときなど日々の生活シーンにいつも寄り添い、心地よい音楽とやわらかな灯りで贅沢な空間を演出。



● 売上高構成比率



※第189期までは業務用音響機器を楽器事業としていましたが、ここでは第190期以降に合わせ音響機器事業に含めて表示しています。



■デジタルミキシングコンソール QLシリーズ

ヤマハ伝統のナチュラルサウンドを彩るプロセッsing群、現場の様々な状況に対応する操作性、柔軟なシステム構築が行えるネットワーク対応など、中小規模ライブから企業イベント、音響設備まで多彩なシーンでプロの絶大な信頼を得たミキシングコンソール。



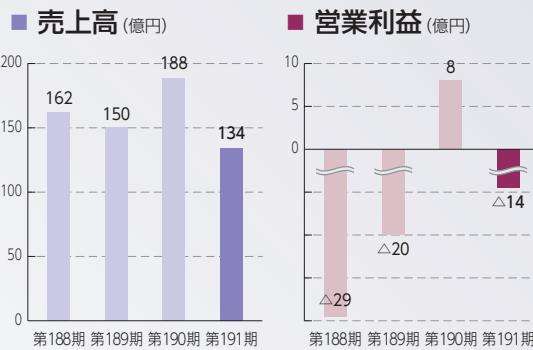
■作曲・レコーディング用ソフトウェア Cubase(キューベース) Pro 8 / Artist 8 / Elements 8

パソコンで音楽制作が楽しめるDAW(デジタル・オーディオ・ワークステーション)ソフトウェア Cubaseシリーズ。最先端のオーディオテクノロジーや新感覚の作曲機能を搭載、第一線で活躍するプロデューサーからアマチュアミュージシャンまで、幅広いユーザーをサポートするラインアップ。

電子部品事業

半導体は、事業環境が好転せず、主にスマートフォン向けの地磁気センサー（電子コンパス）及びアミューズメント機器用画像コントローラーの販売が振るいませんでした。

以上により、当事業の売上高は134億35百万円（前期比28.6%減少）、営業損失は14億46百万円（前期は営業利益7億70百万円）となりました。



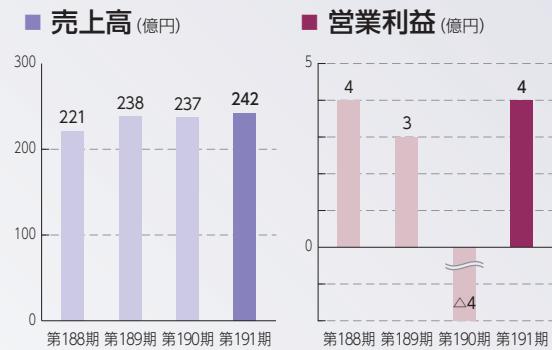
● 売上高構成比率

3.1%

その他の事業

自動車用内装部品及びFA機器は受注が回復し、増収となりました。一方で、ゴルフ用品及びリゾート事業は減収でした。

以上により、当事業の売上高は242億35百万円（前期比2.3%増加）、営業利益は3億84百万円（前期は営業損失3億70百万円）となりました。



● 売上高構成比率

5.6%



■導通絶縁検査装置 MR182-A

スマートフォン等の端末内に使用される半導体チップ搭載用の基板向け導通絶縁検査装置。高精度・高速の検査で歩留まりを改善し高生産性を実現。



■アイアン inpres RMX UD+2 プラスツー

高反発を規制するSLEルール限界の反発係数0.815と、スーパー低重心・スーパー短重心により、+2番手の飛距離を実現。

(2)設備投資の状況

事 業 区 分	投 資 額 (百万円)	前期比増減率 (%)	構成比率 (%)
楽 器 事 業	9,534	44.0	68.9
音 響 機 器 事 業	2,841	1.9	20.5
電 子 部 品 事 業	639	195.1	4.6
そ の 他 の 事 業	832	△29.0	6.0
合 计	13,846	28.2	100.0

(3)資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成25年4月にスタートした中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016 (YMP2016)」において、持続的な「成長の実現」、成長を支える「収益力の強化」、新たな付加価値を生み出す「専門性の向上」を経営方針に掲げ、既存事業の確実な成長と新たな事業の開発を目指しております。これまでのところ、エレクトロニクス事業領域の売上げ拡大、コスト競争力の強化、新規の事業開発に関しては順調に推移しております。一方、中国・新興国における成長加速については対象国の経済成長が鈍化したことなどにより事業の進捗にやや遅れが見られます。YMP2016の最終年度となる平成28年3月期は、為替の動向、欧州の景気の動向など、経済環境は不透明ですが、環境の変化に対応しつつ、施策に取り組んでまいります。

1. 『ヤマハが目指す姿(中長期的な当社グループの経営ビジョン)』
 - ①「信頼と憧れのブランド」となる
 - ②「音・音楽」をコアとする
 - ③「モノ」^{※1}と「コト」^{※2}の両輪で成長する

2. 上記の経営ビジョンを実現するため、YMP2016において取り組む施策

<中国・新興国における成長加速>

中国・新興国市場へ経営資源を重点的に投入することによって、販売網の開拓を進め、更に成長を加速します。

また、新興国における楽器演奏人口の拡大を目指して、音楽教室の展開や学校での音楽教育導入に向けた啓蒙活動を推進していきます。そのための施策の一つとして、「スクールプロジェクト」を発足させ、 ASEAN 地域の音楽普及を加速させます。

<エレクトロニクス事業領域での売上げ拡大>

電子ピアノやポータブルキーボード等の電子鍵盤楽器において、リアリティを追求した音源や鍵盤を

※1 「モノ」事業：先進と伝統の技術により優れた品質の価値ある商品を製造するメーカーとしての事業。

※2 「コト」事業：当社グループが得意とするシステム、サービスやコンテンツを提供していく事業。

新規に開発して差別化を図るとともにローカルコンテンツを充実して市場ニーズによりきめ細かく対応し、市場での圧倒的な優位を確立します。また、新興国向けのエントリーモデルを新たに開発・導入し、売上げ拡大を図ります。

業務用音響機器においては、デジタルネットワークを核としたシステム機器の開発を強化し、商品ラインアップを拡充します。また、商業空間向け音響市場や業務制作市場において、業容の拡大を図ります。

さらに、国内で高いシェアを持つSOHO向けルーターや会議システムを軸に更なる商品拡充を図って、「ICT (Information & Communication Technology) 機器事業」の大きな成長を目指していきます。

<コスト競争力の強化>

既存生産拠点について、それぞれの役割・機能を明確にしたうえで、製造力の向上を図るとともに製造コストの低減に努めていきます。国内生産は、平成26年4月1日付の楽器・音響機器生産部門の子会社化を通じてコンパクトで変化に柔軟に対応できる体制に転換しました。また、中国やインドネシアにおける海外生産では、材料の現地調達や部品の内製化に加えて新製法の導入や工程改善による生産技術力のレベルアップを図り、労務費の高騰に対応していきます。

<新規の事業開発>

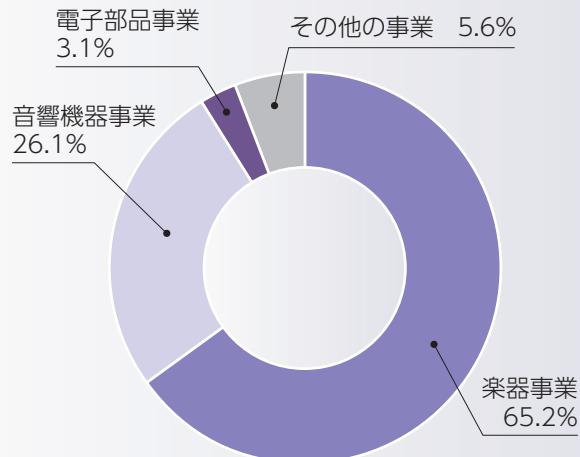
既存事業の業容を拡大して次のステージでの飛躍を図るため、引き続きM&Aや資本提携を行います。中でも更なる成長が期待できる業務用音響事業には重点的な投資を行っていきます。

また、顧客に対し新たな価値を提供する活動を推進するため、「ニューバリュー推進室」を新設したことに加えて、将来の成長に寄与する次世代の技術やサービスを外部から獲得するため、ベンチャー企業向けの投資にも力を入れていきます。

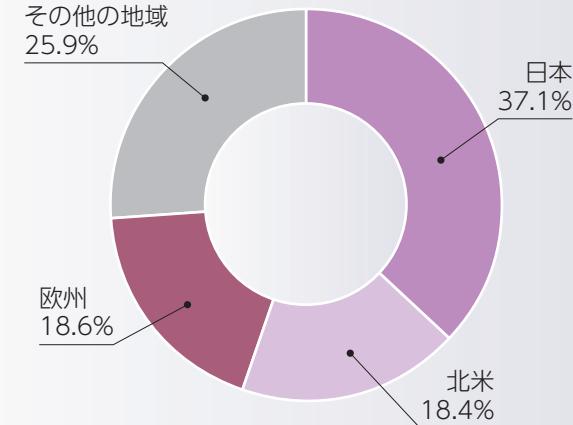
(5)財産及び損益の状況の推移

区分	平成24年3月期 第188期	平成25年3月期 第189期	平成26年3月期 第190期	平成27年3月期 第191期
売上高	356,616百万円	366,941百万円	410,304百万円	432,177百万円
営業利益	8,110百万円	9,215百万円	25,994百万円	30,135百万円
経常利益	7,255百万円	8,580百万円	26,146百万円	31,231百万円
当期純利益	△29,381百万円	4,122百万円	22,898百万円	24,929百万円
1株当たり当期純利益	△151円73銭	21円29銭	118円26銭	128円75銭
総資産	366,610百万円	390,610百万円	438,932百万円	530,034百万円
純資産	206,832百万円	229,636百万円	274,843百万円	348,752百万円

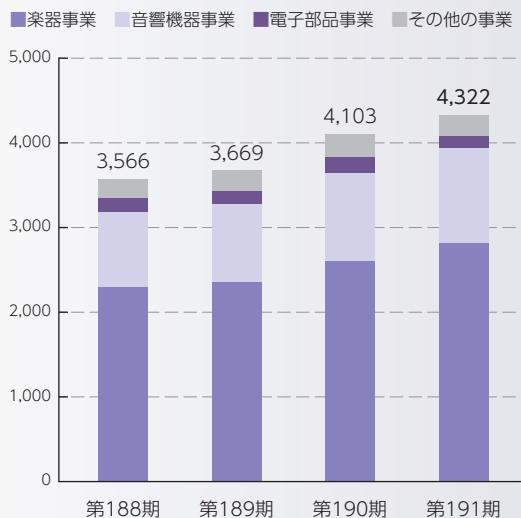
事業別売上高構成比率



地域別売上高構成比率

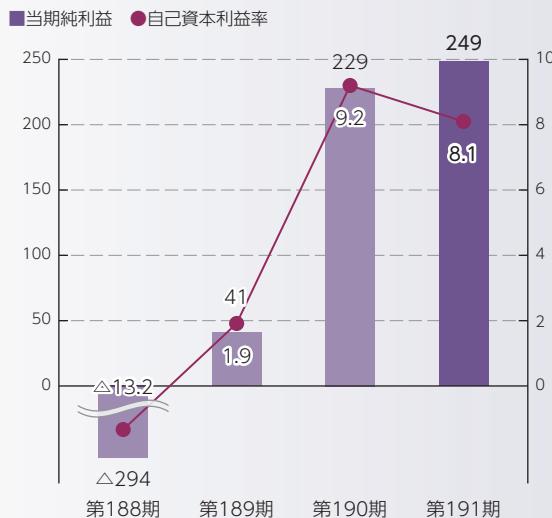


売上高 (億円)

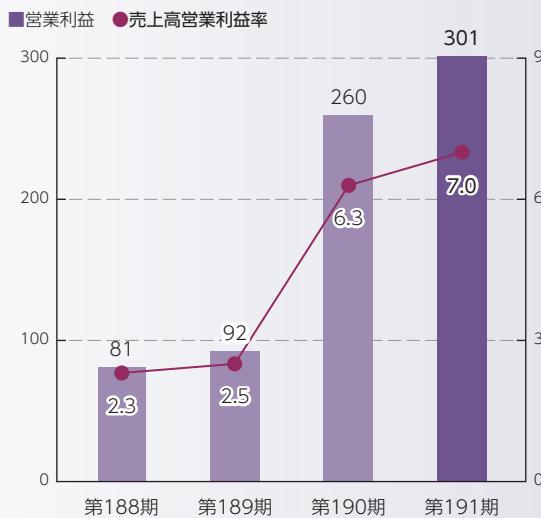


※第189期までは業務用音響機器を楽器事業としていましたが、ここでは第190期以降に合わせ音響機器事業に含めて表示しています。

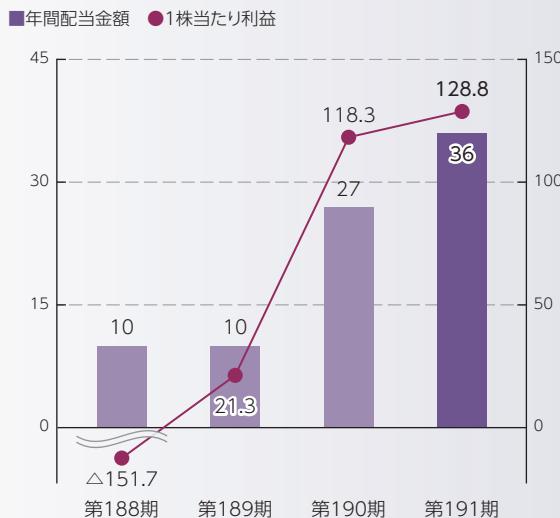
当期純利益 (億円) / 自己資本利益率(ROE) (%)



営業利益 (億円) / 売上高営業利益率(ROS) (%)



1株当たり利益(EPS) (円) / 年間配当 (円)



(6)重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ	千米ドル 50,000	% 100.0	楽器・音響機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック ヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0	楽器・音響機器の輸入及び販売
ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア	百万インドネシアルピア 82,450	100.0	楽器・音響機器の製造
ヤマハ インドネシア	8,507 千元	100.0	楽器の製造
ヤマハ楽器音響（中国）投資有限公司	782,023	100.0	中国国内の投資管理、楽器・音響機器の販売
天津ヤマハ電子楽器有限公司	76,800	60.0	楽器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	396,121	100.0	楽器の製造
蕭山ヤマハ楽器有限公司	274,888	100.0	楽器の製造
ヤマハ電子（蘇州）有限公司	218,801 百万円 100	100.0	楽器・音響機器の製造
株式会社ヤマハミュージックジャパン	100	100.0	楽器・音響機器の販売
株式会社ヤマハミュージッククリティリング	100	100.0	楽器の販売
株式会社ヤマハミュージカルプロダクト	100	100.0	楽器の製造

(注)1. 天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司、ヤマハ電子（蘇州）有限公司及び株式会社ヤマハミュージッククリティリングの出資比率は、子会社の間接所有によるものであります。

2. 連結子会社は、上記の重要な子会社12社を含む69社であります。

(7)主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品 等
樂 器 事 業	ピアノ、電子楽器、管楽器、弦楽器、打楽器、防音室、音楽教室、英語教室、音楽ソフト
音 韻 機 器 事 業	オーディオ機器、業務用音響機器、情報通信機器
電 子 部 品 事 業	半導体
その他の事業	ゴルフ用品、自動車用内装部品、F A機器、宿泊施設・スポーツ施設の経営

(8) 主要な営業所及び工場

当社	本社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所(東京都港区)、大阪事業所(大阪市此花区)
子会社	国 内	株式会社ヤマハミュージックジャパン(東京都港区) 株式会社ヤマハミュージッククリティリング(東京都港区) 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス(東京都渋谷区)他6社 ヤマハファインテック株式会社(浜松市南区) 株式会社ヤマハミュージカルプロダクツ(静岡県磐田市) 株式会社ヤマハピアノ製造(静岡県掛川市) 株式会社ヤマハミュージックエレクトロニクス(静岡県磐田市) 株式会社ヤマハリゾート(静岡県掛川市)
		ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ(米国) ヤマハ カナダ ミュージック(カナダ) ヤマハ ミュージック ヨーロッパ(ドイツ) ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア(インドネシア) ヤマハ インドネシア(インドネシア) ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司(中国) 天津ヤマハ電子楽器有限公司(中国) 杭州ヤマハ楽器有限公司(中国) 蕭山ヤマハ楽器有限公司(中国) ヤマハ電子(蘇州)有限公司(中国) ヤマハ エレクトロニクス マニュファクチャリング マレーシア(マレーシア)

(9) 従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)
楽 器 事 業	14,242	266
音響機器事業	4,470	△144
電子部品事業	390	△33
その他の事業	865	27
合 計	19,967	116

(注)従業員数は、就業員数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

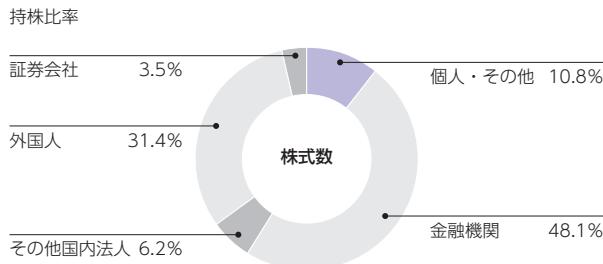
- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 197,255,025株 (自己株式3,631,425株を含む。)
 (3) 株主数 21,234名
 (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,892	8.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,583	7.02
ヤマハ発動機株式会社	10,326	5.33
株式会社みずほ銀行	8,555	4.42
株式会社静岡銀行	8,349	4.31
三井住友海上火災保険株式会社	8,008	4.14
住友生命保険相互会社	7,300	3.77
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	505223	3.30
日本生命保険相互会社	5,002	2.58
BNPパリバ証券株式会社	2,967	1.53

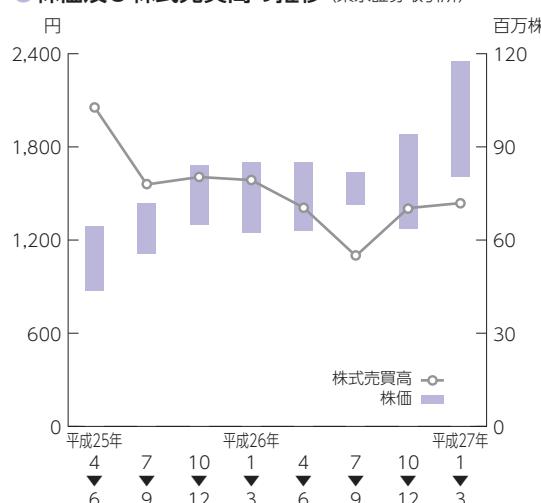
(注) 当社は、自己株式3,631,425株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は持株数を、自己株式を除いた発行済株式の総数で除しております。

株主構成	株主数	株式数
個人・その他	20,484名	21,213千株
金融機関	62	94,805
その他国内法人	206	12,250
外国人	446	61,975
証券会社	36	7,010

(注) 「個人・その他」には自己株式が含まれております。



● 株価及び株式売買高の推移 (東京証券取引所)



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当、重要な兼職の状況
なか た たく や 中 田 卓 也	代表取締役社長	ヤマハ発動機株式会社社外取締役
たか はし もと き 高 橋 源 樹	取 締 役	常務執行役員
こん どう まさ お ※近 藤 昌 夫	取 締 役	上席執行役員 楽器・音響生産本部長
おお いけ まさ と ※大 池 真 人	取 締 役	上席執行役員 楽器・音響営業本部長
き た むら はる お 喜多村 晴 雄	社 外 取 締 役	公認会計士（喜多村公認会計士事務所） ローム株式会社社外監査役 株式会社Monotaro社外取締役 MIDリート投資法人監督役員
やなぎ ひろ ゆき 柳 弘 之	社 外 取 締 役	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長
おお た よし かつ 太 田 義 勝	社 外 取 締 役	
うめ だ ふみ お 梅 田 史 生	常 勤 監 査 役	
ほそ い まさ ひと ※細 井 正 人	常 勤 監 査 役	
みや ざわ たか し 宮 澤 孝 司	社 外 監 査 役	
いけ だ ひろ ひこ 池 田 裕 彦	社 外 監 査 役	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）

- (注) 1. 取締役喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝は社外取締役であります。
 2. 監査役宮澤孝司及び池田裕彦は社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役喜多村晴雄及び太田義勝並びに社外監査役宮澤孝司及び池田裕彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役梅田史生は、長年経理業務を担当した経験を有しております、また、宮澤孝司は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係は以下のとおりであります。
 ①当社は取締役柳弘之の兼職先でありますヤマハ発動機株式会社の株式の12.2%を保有しております。
 ②取締役喜多村晴雄及び監査役池田裕彦の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 6. 当事業年度中の社外役員の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 取締役太田義勝は、平成26年6月19日付でコニカミノルタ株式会社の取締役を退任いたしました。
 7. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 ①※印は、平成26年6月24日開催の第190期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
 ②平成26年6月24日開催の第190期定時株主総会終結の時をもって、取締役岡部比呂男は任期満了により退任し、監査役矢部久は辞任により退任いたしました。
 8. 平成27年4月1日以降の取締役の担当の異動は次のとおりであります。
 取締役高橋源樹は、平成27年4月1日付けで常務執行役員経営本部長に就任いたしました。

(2) 執行役員 (取締役執行役員を除く)

	氏名	担当
上席執行役員	長谷川 豊	楽器・音響開発本部長
執行役員	飯塚 朗	楽器・音響開発本部研究開発統括部長
執行役員	大澤 博史	楽器・音響営業本部音響営業統括部長
執行役員	佐々木 央	ヤマハ ミュージック ヨーロッパ 取締役社長
執行役員	小林 和徳	事業開発部長
執行役員	山畑 聰	経営企画部長
執行役員	藤井 茂樹	IMC事業本部長
執行役員	山口 静一	楽器・音響営業本部事業企画部長
執行役員	福留 ひとし	ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長
執行役員	鶴見 照彦	ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司董事長兼総経理
執行役員	川瀬 忍	楽器・音響生産本部アコースティック生産統括部長
執行役員	伊藤 公保	楽器・音響開発本部アコースティック開発統括部長

(注) 平成27年4月1日付の執行役員の異動

執行役員 飯塚 朗 技術本部長

執行役員 佐々木 央 楽器・音響営業本部 本部長付

執行役員 山畑 聰 業務本部長

執行役員 山口静一 ソフト事業本部長

執行役員 伊藤公保 楽器・音響開発本部楽器開発統括部長

(3) 取締役及び監査役報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		人員(名)
		基本報酬	賞与	
取締役(うち社外取締役)	303 (21)	225 (21)	77 (-)	8 (3)
監査役(うち社外監査役)	71 (10)	71 (10)	- (-)	5 (2)

(注) 1. 上記には、平成26年6月24日開催の第190期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

2. 上記取締役の賞与額は、平成27年6月23日開催の第191期定時株主総会に「取締役賞与の支給の件」として提出を予定しております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針及びその概要

取締役の報酬につきましては、委員の半数以上を社外取締役とする役員人事委員会において、報酬等の決定に関する方針を定めております。また、監査役の報酬につきましては監査役会において方針を定めております。これらの内容は以下のとおりです。

社外取締役以外の取締役の基本報酬は、職責に基づく基準年俸を基礎とし、「連結業績」及び各取締役の「個人別成果」を反映させてプラスマイナスそれぞれ20%の範囲で増減させています。賞与につきましては、予め株主総会で決議された報酬枠とは別に、社外取締役を除く取締役に対し基準年俸をベースに連結当期純利益の水準に応じて算定し、定時株主総会の承認を得て支給しており、個別支給額は取締役会決議により決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬は業績連動ではありませんが、社外取締役を除く取締役の報酬額とのバランスや当社の事業規模等を考慮して決定しております。

役員退職慰労金制度及びストックオプション制度はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	当事業年度における主な活動状況
取 締 役 喜多村 晴 雄	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 柳 弘 之	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 太 田 義 勝	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 宮 澤 孝 司	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。
監 査 役 池 田 裕 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝並びに監査役宮澤孝司及び池田裕彦と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2)会計監査人の報酬等の額

区分	支 払 額 (百万円)
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ、ヤマハ ミュージック ヨーロッパ、ヤマハ ミュージック マニュファクチャリング アジア、ヤマハインドネシア、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、天津ヤマハ電子楽器有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司及びヤマハ電子(蘇州)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役会決議を要する重要事項を取締役会規則で定めるとともに、意思決定の手続、決議内容の合理性を要求する。代表取締役及び業務執行取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告し、取締役会は取締役の職務執行を監督する。
- ②監査役は、取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- ③独立社外取締役、独立社外監査役の積極的な導入を進め、更なる経営の客觀性と透明性を高める。
- ④コンプライアンスに係る会議体を設置して、「コンプライアンス行動規準」の制定、規程・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- ⑤法令等の遵守体制及び有効な内部牽制システムの構築を行う。その推進のため、担当スタッフ部門は、グループ企業に対し指導・助言を行う。
- ⑥内部監査部門を設置し、直接的あるいは間接的なグループ企業に対する内部監査をとおして更なる業務改善を進める。
- ⑦公平で透明性の高い人事制度の確立をもってグループ企業従業員の意識の昂揚、モラルの向上を図る。
- ⑧コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ①取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。
- ②内部監査部門による定期的な情報の保存・管理についての監査を実施する。
- ③重要情報の管理体制を構築し、正確かつ迅速な情報開示を行う。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

- ①業務執行に伴い発生する可能性のある重要リスクについては、全社横断的な委員会においてグループ全体のリスク管理方針の策定を行う。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて決定した担当スタッフ部門が、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- ②内部監査部門の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役会規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役会と代表取締役の権限と責任を明確にするほか、適切な権限委譲、当社各部門・グループ企業のミッション、指揮命令系統の明確化をとおして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- ②取締役会決議事項他のグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、手續・決議内容の合理性・適法性を担保するため、事前に経営会議等において充分な討議を行い、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する。
- ③グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理体制を構築する。

(5) 株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ企業各社の経営状況の把握と正確かつ迅速な連結決算を行うための情報インフラを整備する。
- ②「グループマネジメント憲章」を定めグループ経営の方針を明確にするとともに、グループ企業管理規程に基づき、子会社管轄部門は、所轄するグループ企業の経営について適切に指導・助言する責任を負い、一定の重要事項について、子会社は当該部門と事前の協議・相談等をするものとし、スタッフ部門はこれを支援する。
- ③グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- ④グループ企業は、原則として取締役会及び監査役あるいは監査役会を設置する。
- ⑤必要に応じ、内部監査、外部監査を行い、その結果を業務改善のためにフィードバックする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として監査役会直轄の監査役室を設置する。また、監査役、監査役室の要請により、スタッフ部門も監査事務の補助を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、監査役室の組織・人事異動について取締役から事前に報告を受けるほか、必要な場合は、当該組織・人事異動に意見を述べ、あるいは変更を要請する。監査役室には、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。更に、当該従業員の人事評価、懲戒処分は、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を要することとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

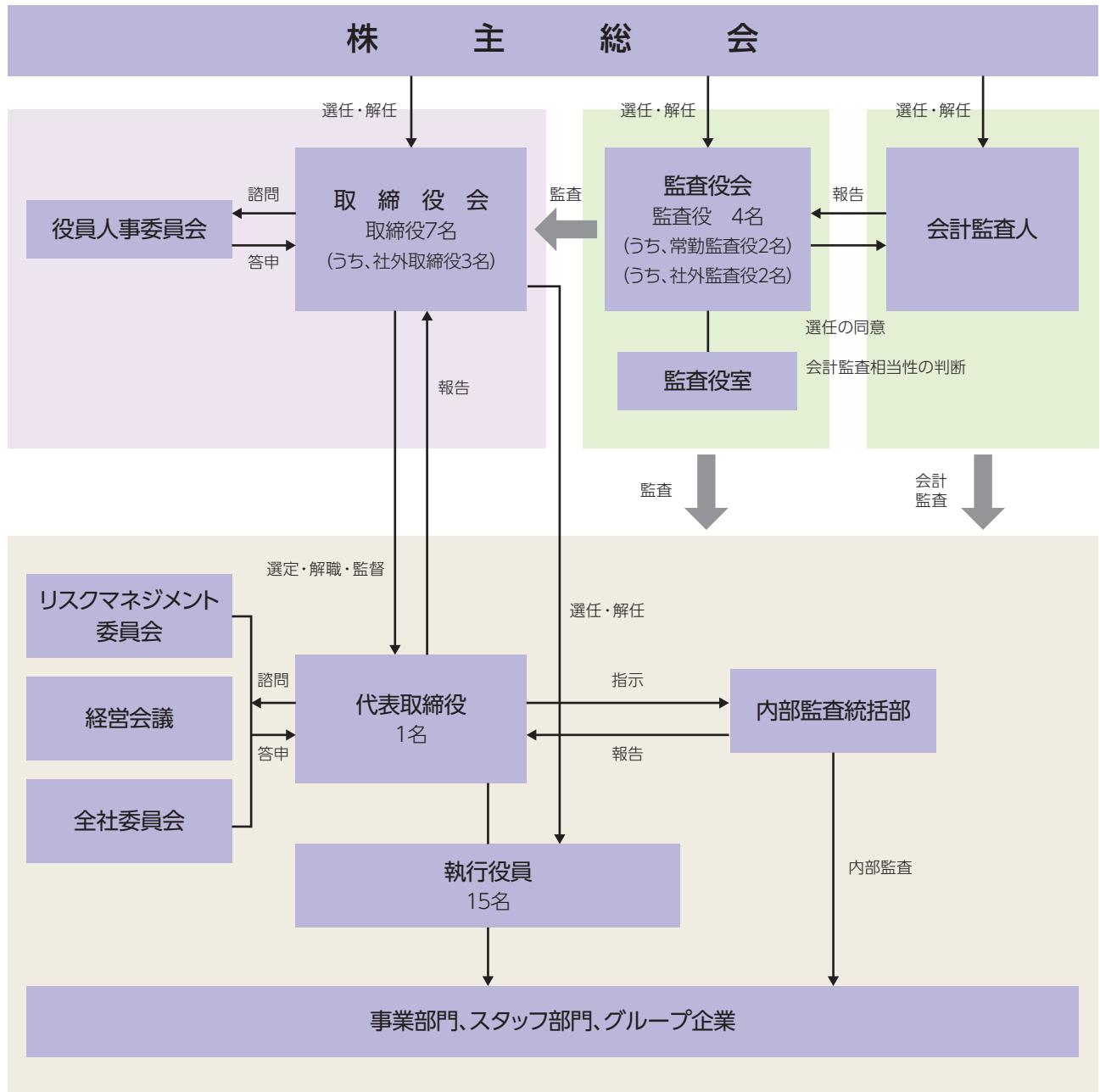
- ①監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- ②監査役は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して説明・報告を求める。
- ③法令に定められた事項のほか、監査役会の定めるところに従い、下記の報告事項等を定期的に監査役会に報告する。
 - ・担当スタッフ部門による内部統制の活動報告
 - ・担当スタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況
 - ・内部監査部門による内部監査の結果

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自ら、あるいは内部監査部門をとおして、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査役と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。また、監査役が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

コンプライアンス経営の主要な要素の一つとして、反社会的勢力排除を当社の定める「コンプライアンス行動規準」に明言し、反社会的勢力からの不当要求に対する断固拒否と、不当要求を生む温床となる不祥事等の隠蔽排除の姿勢を明確にする。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、担当者あるいは担当部門だけの問題とせず、外部の専門機関と連携をとりながら、組織全体の問題として捉え解決に努める。



平成27年3月31日現在

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力しております。

中期経営計画(Yamaha Management Plan 2016)では、全体を「アコースティック楽器事業」、「エレクトロニクス事業」、「教育・余暇事業」、「産業用部品・機械事業」の4つの事業領域に括り直し、それぞれの事業領域でメリハリを付けた戦略を構築して、既存事業の着実な成長と新たな事業の開発を図るとともに、各事業領域の中で、コアコンピタンスを最大限に活用して、シナジー効果の創出にも力を入れてまいります。

また、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能強化、業務執行力強化等を図るため、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、役員人事委員会の設置、内部監査部門の整備等をとおして積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年6月26日開催の第189期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」の承認を受け、新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下、本プラン)の更新をしております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者(以下、買付者等)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する場合を対象とします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観

的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することができます。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行い、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
- ② 以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
 - ・当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等として本プランで定められた買付等である場合
 - ・強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - ・買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
 - ・当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をすることとしており、手続の透明性を確保しております。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

(4) 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に本プランは、(i) 経済産業省及び法務省による買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、(ii) 株主総会において株主の承認をもって更新されたものであり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することができるものとされていること、(iii) 有効期間を約3年間とし、有効期限の満了前であっても、株主総会の決議により廃止が可能であること、(iv) 発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされていること、(v) 予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、(vi) 当社取締役の任期が1年であることから、毎年の取締役の選任を通じて、株主の意向を反映させることができることなどにより、公正性・客觀性が担保されており、高度な合理性を有し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の詳細を、次の当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://jp.yamaha.com/>

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

	当期	前期		当期	前期
資産の部			負債の部		
I 流動資産	247,632	214,487	I 流動負債	80,976	73,145
現金及び預金	79,300	60,558	支払手形及び買掛金	23,194	21,595
受取手形及び売掛金	61,663	57,890	短期借入金	11,748	8,590
商品及び製品	58,477	55,653	1年内返済予定の長期借入金	28	32
仕掛品	13,303	14,013	未払金及び未払費用	34,902	31,805
原材料及び貯蔵品	16,002	13,023	未払法人税等	2,156	2,786
繰延税金資産	7,947	4,778	繰延税金負債	31	7
その他	12,293	9,749	製品保証引当金	2,511	2,539
貸倒引当金	△1,354	△1,179	役員賞与引当金	77	53
II 固定資産	282,402	224,445	返品調整引当金	127	89
有形固定資産	113,158	109,984	構造改革費用引当金	1,190	—
建物及び構築物	35,754	36,238	工事損失引当金	8	—
機械装置及び運搬具	13,405	12,800	その他	4,999	5,644
工具、器具及び備品	10,275	9,265	II 固定負債	100,306	90,944
土地	49,207	49,595	長期借入金	92	133
リース資産	375	315	繰延税金負債	39,422	24,059
建設仮勘定	4,139	1,768	再評価に係る繰延税金負債	11,133	12,415
無形固定資産	15,635	3,307	退職給付に係る負債	31,712	36,450
のれん	12,179	279	長期預り金	15,152	15,339
その他	3,455	3,027	その他	2,792	2,547
投資その他の資産	153,608	111,154	負債合計	181,282	164,089
投資有価証券	144,836	103,170	純資産の部		
長期貸付金	135	156	I 株主資本	251,314	233,222
退職給付に係る資産	74	4	資本金	28,534	28,534
繰延税金資産	2,020	1,517	資本剰余金	40,054	40,054
敷金及び保証金	4,673	4,730	利益剰余金	186,436	168,338
その他	2,018	1,707	自己株式	△3,711	△3,705
貸倒引当金	△151	△133	II その他の包括利益累計額	94,771	38,459
資産合計	530,034	438,932	その他有価証券評価差額金	87,188	45,540
			繰延ヘッジ損益	215	△101
			土地再評価差額金	18,085	17,139
			為替換算調整勘定	△9,106	△20,347
			退職給付に係る調整累計額	△1,611	△3,771
			III 少数株主持分	2,666	3,161
			純資産合計	348,752	274,843
			負債純資産合計	530,034	438,932

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当期	前期
I 売上高	432,177	410,304
II 売上原価	270,357	262,310
売上総利益	161,820	147,994
III 販売費及び一般管理費	131,684	121,999
営業利益	30,135	25,994
IV 営業外収益		
受取利息	692	552
受取配当金	2,191	1,556
特許関連収入	623	353
その他	1,179	1,045
営業外収益合計	4,687	3,507
V 営業外費用		
支払利息	253	216
売上割引	2,641	2,404
その他	697	734
営業外費用合計	3,591	3,355
経常利益	31,231	26,146
VI 特別利益		
固定資産売却益	161	587
投資有価証券売却益	1	990
関係会社清算益	6	—
特別利益合計	168	1,578
VII 特別損失		
固定資産除却損	208	301
投資有価証券評価損	—	16
関係会社株式売却損	17	—
減損損失	861	192
構造改革費用	1,786	869
操業停止損失	—	525
特別損失合計	2,874	1,906
税金等調整前当期純利益	28,526	25,818
法人税、住民税及び事業税	7,317	5,778
法人税等調整額	△3,896	△3,088
少数株主損益調整前当期純利益	25,105	23,128
少数株主利益	176	229
当期純利益	24,929	22,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書(ご参考)

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

少数株主損益調整前当期純利益	25,105
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	41,621
継延ヘッジ損益	316
土地再評価差額金	1,165
為替換算調整勘定	11,721
退職給付に係る調整額	2,159
持分法適用会社に対する持分相当額	26
その他の包括利益合計	57,012
包括利益	82,118
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	81,440
少数株主に係る包括利益	677

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	31,729
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,909
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,573
現金及び現金同等物の増加額	17,692
現金及び現金同等物の期首残高	57,524
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	950
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△8
現金及び現金同等物の期末残高	76,159

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成26年4月1日残高	28,534	40,054	168,338	△3,705	233,222
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,389		△6,389
当期純利益			24,929		24,929
連結範囲の変動			△661		△661
土地再評価差額金の取崩			219		219
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	18,097	△5	18,092
平成27年3月31日残高	28,534	40,054	186,436	△3,711	251,314

	その他の包括利益累計額						少數株主 持 分	純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成26年4月1日残高	45,540	△101	17,139	△20,347	△3,771	38,459	3,161	274,843
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△6,389
当期純利益								24,929
連結範囲の変動								△661
土地再評価差額金の取崩								219
自己株式の取得								△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	41,648	316	945	11,241	2,159	56,312	△495	55,816
連結会計年度中の変動額合計	41,648	316	945	11,241	2,159	56,312	△495	73,908
平成27年3月31日残高	87,188	215	18,085	△9,106	△1,611	94,771	2,666	348,752

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

	当期	前期		当期	前期
資産の部			負債の部		
I 流動資産	83,857	74,908	I 流動負債	40,056	38,012
現金及び預金	32,468	19,777	買掛金	10,863	10,277
受取手形	721	676	短期借入金	13,130	10,679
電子記録債権	427	669	未払金	2,289	1,871
売掛金	17,532	17,558	未払費用	10,844	12,102
商品及び製品	9,595	13,944	未払法人税等	219	317
仕掛品	2,421	7,589	前受金	162	280
原材料	1,390	1,919	預り金	354	894
繰延税金資産	2,931	2,140	製品保証引当金	906	1,043
短期貸付金	8,368	6,705	役員賞与引当金	77	53
その他	8,716	4,593	子会社支援引当金	383	336
貸倒引当金	△715	△667	構造改革費用引当金	713	—
II 固定資産	306,363	241,073	資産除去債務	111	—
有形固定資産	68,327	71,080	その他	—	154
建物及び構築物	17,400	19,562	II 固定負債	91,138	80,894
機械及び装置	917	2,807	繰延税金負債	38,621	23,901
車輌運搬具	43	58	再評価に係る繰延税金負債	11,133	12,415
工具、器具及び備品	1,603	1,786	退職給付引当金	26,162	29,166
土地	45,912	46,251	長期預り金	15,159	15,345
建設仮勘定	2,450	614	その他	61	64
無形固定資産	0	31	負債合計	131,195	118,907
借地権	0	31	純資産の部		
投資その他の資産	238,035	169,961	I 株主資本	153,631	134,541
投資有価証券	143,630	86,077	資本金	28,534	28,534
関係会社株式	72,416	61,843	資本剰余金	40,054	40,054
関係会社出資金	20,563	20,563	資本準備金	40,054	40,054
長期貸付金	113	203	利益剰余金	88,753	69,658
敷金及び保証金	1,292	1,260	利益準備金	4,159	4,159
その他	152	144	その他利益剰余金	84,593	65,498
貸倒引当金	△133	△130	圧縮記帳積立金	1,820	1,857
資産合計	390,220	315,981	別途積立金	53,710	32,710
			繰越利益剰余金	29,062	30,930
			自己株式	△3,711	△3,705
			II 評価・換算差額等	105,394	62,532
			その他有価証券評価差額金	87,093	45,494
			繰延ヘッジ損益	215	△101
			土地再評価差額金	18,085	17,139
			純資産合計	259,025	197,074
			負債純資産合計	390,220	315,981

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	当期	前期
I 売上高	233,744	223,687
II 売上原価	190,101	179,281
III 売上総利益	43,643	44,405
IV 販売費及び一般管理費	33,135	36,273
IV 営業利益	10,507	8,132
V 営業外収益		
受取利息	119	122
受取配当金	13,052	6,609
特許関連収入	623	353
その他	455	477
営業外収益合計	14,251	7,562
V 営業外費用		
支払利息	15	12
その他	223	173
営業外費用合計	238	185
VI 経常利益	24,520	15,508
VII 特別利益		
固定資産売却益	92	24
投資有価証券売却益	—	990
関係会社株式売却益	—	127
関係会社清算益	6	—
特別利益合計	98	1,142
VIII 特別損失		
固定資産除却損	53	113
減損損失	723	99
貸倒引当金繰入額	141	189
子会社支援引当金繰入額	5	74
構造改革費用	722	—
特別損失合計	1,646	476
税引前当期純利益	22,973	16,174
法人税、住民税及び事業税	344	645
法人税等調整額	△2,635	△2,153
IX 当期純利益	25,264	17,683

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
平成26年4月1日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	1,857	32,710	30,930	69,658	△ 3,705	134,541
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 6,389	△ 6,389		△ 6,389
当期純利益							25,264	25,264		25,264
土地再評価差額金の取崩							219	219		219
別途積立金の積立						21,000	△ 21,000	－		－
圧縮記帳積立金の取崩					△ 124		124	－		－
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の増加					86		△ 86	－		－
自己株式の取得									△ 5	△ 5
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△ 37	21,000	△ 1,867	19,094	△ 5	19,089
平成27年3月31日残高	28,534	40,054	40,054	4,159	1,820	53,710	29,062	88,753	△ 3,711	153,631

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	45,494	△ 101	17,139	62,532	197,074
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 6,389
当期純利益					25,264
土地再評価差額金の取崩					219
別途積立金の積立					－
圧縮記帳積立金の取崩					－
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の増加					－
自己株式の取得					△ 5
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	41,598	316	945	42,861	42,861
事業年度中の変動額合計	41,598	316	945	42,861	61,951
平成27年3月31日残高	87,093	215	18,085	105,394	259,025

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成27年4月24日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田宮紳司 

業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 加山秀剛 

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

平成27年4月24日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田宮紳司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加山秀剛 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第191期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第191期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員をはじめ、内部監査部門及びその他の従業員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、決裁書等の重要書類を閲覧し、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関して、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況と有効性について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会、経営会議等における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社監査役及び会計監査人等との意思疎通を図るとともに、国内外の主要な子会社へ赴き、各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受け、また、業務及び財産の状況等について調査いたしました。
- (6) 会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針の実現のための各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月30日

ヤマハ株式会社 監査役会

常勤監査役 梅田 史生 
常勤監査役 細井 正人 
社外監査役 宮澤 孝司 
社外監査役 池田 裕彦 

以 上

(ご参考) 新商品／トピックス

歴史と伝統のピアノと現代のテクノロジーを融合させた
新時代のアコースティックピアノ

ヤマハ『トランスマコスティック ピアノ』

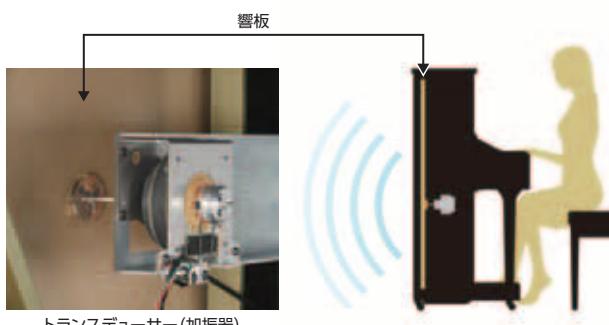
「トランスマコスティック ピアノ」とは、アコースティックピアノの自然で豊かな音を作り出す響板を電子音にも利用し、自由な音量でのピアノ演奏を可能になると同時にピアノ以外の楽器音での演奏も可能にしたハイブリッドピアノです。この1台でアコースティックピアノと電子ピアノの魅力を本格的に楽しむことができる新時代のアコースティックピアノです。



ヤマハトランスマコスティック™ピアノ
YU11SHTA 980,000円(税抜)

TransAcoustic™

アコースティックピアノは、一般的に弦の振動が駒を介して響板に伝わり音が響きますが、トランスマコスティックは、トランスマデューサー(加振器)が電子音の情報を振動に変換して響板に伝える技術です。ピアノの響板がスピーカーの役割となりピアノ全体が共鳴するアコースティックならではの豊かな響きが生まれます。



大規模ライブコンサートにおける音響システムの新世代フラッグシップ
**ヤマハ デジタルミキシングシステム
『RIVAGE PM10』** (平成27年発売予定)



ライブコンサートにおける音響システムの中心に位置するミキサーと、最高の音を聴衆に届けるためにそれを操るエンジニア。ヤマハは数々のイノベーションにより世界中のプロフェッショナルの仕事を支え続けています。RIVAGE PM10はデジタルミキサーの先駆者であるヤマハが満を持して投入する新世代のフラッグシップです。

音楽そのものの質感を生み出す「ハイブリッドマイクプリアンプ」や豊富なプラグインエフェクト、最大400ch/96kHzを扱える強固なオーディオネットワークなど、新時代の幕開けに相応しい性能を備えています。

中島みゆき『麦の唄』と 連続テレビ小説『マッサン』サウンドトラック

国民的話題となったNHK連続テレビ小説「マッサン」の主題歌「麦の唄」をリリースした中島みゆき。同曲が収録されたアルバム「問題集」や、朝のヒロインとなったエリー役のシャーロット・ケイト・フォックスさんの歌も収録した同ドラマのオリジナルサウンドトラックアルバムもリリースされました。また、中島みゆきは平成26年末には12年ぶりに紅白歌合戦に出場しました。



ヤマハ、ヤマハ発動機が共同で 仮デザインイベントに出展

—展示テーマは『project AH A MAY』—

ヤマハ株式会社とヤマハ発動機株式会社は、フランスのサンテティエンヌ市で開催の「第9回サンテティエンヌ国際デザインビエンナーレ2015」に参加し、共同出展を行いました。

「project AH A MAY(プロジェクト アーメイ)」は、ヤマハとヤマハ発動機のおのののデザイン部門が、お互いのデザインフィールドを交換して、生産・商品化の制約に縛られることなく、それぞれの作法や考え方でデザインを提案するというプロジェクトです。



「第9回サンテティエンヌ国際デザインビエンナーレ2015」出展作品

発明協会創立 110 周年記念事業

「戦後日本のイノベーション100選」に 『ヤマハ音楽教室』が選定される

公益社団法人発明協会は、「戦後日本のイノベーション100選」の選定を行い、「ヤマハ音楽教室」が、戦後日本のイノベーションのひとつとして評価され、選定されました。革新的なアイデアに基づく独自のシステムと音楽教育のメソッド開発により、「音楽を楽しむことのできる人を育てる」ための音楽教室を国内外に広めた点が、選定委員会において認められ選定に至りました。



高度成長期の『ヤマハ音楽教室』レッスン風景（左：昭和35年頃 右：昭和45年頃）



現在の『ヤマハ音楽教室』レッスン風景（左：国内 右：海外（ドイツ））

『ヤマハレディースオープン葛城2015』

挑み続けた葛城でついに輝いた“地元ヒロイン”渡邊彩香選手



国内女子プロツアー第5戦「ヤマハレディースオープン葛城2015」(ヤマハ発動機株式会社共催)が平成27年4月2日から5日まで、静岡県袋井市の葛城ゴルフ倶楽部山名コースで開かれました。降りしきる雨と、吹き荒れる“葛城の風”一めまぐるしく変わる天候に多くの選手がスコアマイクに苦しむ中、女子プロ屈指の飛距離を誇る渡邊彩香選手がただ一人、4日間ともアンダーパーを貢ぎ、逆転によるツアー2勝目を挙げました。

インドネシアでの植林活動 10年の節目

平成17年から始めたインドネシアでの植林活動が10年間の活動を終了。植林活動を通じて約50ヘクタールの面積に5万本以上の苗木を植えました。植林活動終了後も、植栽した苗木が一定の大きさに成長するまで、下草刈りやメンテナンス作業を継続します。



CSR（企業の社会的責任）活動については、当社ウェブサイト内（<http://jp.yamaha.com/>）のCSRトピックス及びCSRレポートで詳しくご覧いただくことができます。

株主メモ

●事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

●定時株主総会の基準日 3月31日

●定時株主総会 6月

●期末配当の基準日 3月31日

●中間配当の基準日 9月30日

●単元株式数 100株

●公告の方法

電子公告によります。但し、事故その他やむを得ない事由によって
電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞
に掲載いたします。<http://jp.yamaha.com/>

●株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

〒460-8685名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

●株式事務のお問い合わせ先

株式事務の内容により、証券会社または三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株式事務の内容	①住所変更 ②配当金受取方法の変更 ③単元未満株式の買取請求	未払い配当金の支払い
口座を開設されている場合	口座を開設された証券会社	三井住友信託銀行株式会社
株式が特別口座にある場合	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社

●三井住友信託銀行株式会社のお問い合わせ先

0120-782-031 (平日9:00-17:00)

●特別口座について

株券電子化の施行日(平成21年1月5日)前に株式会社証券保管振替機構(ほふり)を利用していなかった株主様の株式は、三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されております。

●配当金計算書について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書面としてご使用いただくことができます。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。

ヤマハ株式会社

〒430-8650 静岡県浜松市中区中沢町10番1号

Tel: 053 (460) 2800 Fax: 053 (460) 2802

URL: <http://jp.yamaha.com/>



この「報告書」は無塩素紙に植物油インキで印刷しました。